

平成20年第6回稲城市教育委員会定例会

- 1 平成20年6月24日、午後2時から稲城市役所6階603会議室において、平成20年第6回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
稲垣 弘子
安江 元治
伊勢川 岩根
松尾澤 幸恵

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

指導室長	飯島 英世
指導主事	玉野 麻衣
学校給食	小沢 太平
共同調理場所長	
生涯学習課長	西山 誠
社会教育係課長補佐	小谷田政夫
体育課長	岡本 育大
文化センタ - 課長	真藤 隆之
図書館長	川廷千代子
都市建設部	
開発調整課長	磯貝 博
開発調整係課長補佐	吉岡 博文

- 1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	小川由紀夫
学校教育課庶務係	小沢 敏子
学校教育課庶務係	後藤 広美

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告について」
- (4) 日程第4 第1号陳情
「稲城南山地区埋蔵文化財調査に関する陳情」
- (5) 日程第5 第20号議案
「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」
- (6) 日程第6 第21号議案
「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」
- (7) 日程第7 第22号議案

「稲城市公立学校教職員の人事の承認について」

(8) 日程第8 「報告事項」

委員長 　ただ今から、平成20年第6回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1.本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。
会議録署名委員については、委員長氏名といたしたいと思います。
御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。
よって、本日の会議録署名委員は、安江委員 　をお願いいたします。

次に、日程第2.「会期の決定」についてをお諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日と決しました。

これより議事に入ります。本日は都合上、日程第4.第1号陳情、日程第7.第22号議案、日程第5.第20号議案、日程第6.第21号議案の順に行い、その後、日程第3.教育行政報告、日程第8.報告事項ということで、進めてまいります。

よろしくをお願いいたします。

それでは、日程第4.第1号陳情「稲城南山地区埋蔵文化財調査に関する陳情」を議題といたします。

本件につきましては、平成20年第4回教育委員会定例会、及び第5回稲城市教育委員会定例会において、さらに調査、および現地の見学をする必要があるということから、継続審議となっておりました。

そして去る6月2日月曜日に、現地視察を行ったところです。

本日は、この件の審議に入るまえに、開発調整課の磯貝課長、吉岡課長補佐に出席いただき、「南山東部地区のまちづくり」について、ご説明いただきます。

それでは、「南山東部地区のまちづくり」について、開発調整課より、ご説明をよろしくをお願いいたします。

開発調整課長 　開発調整課長の磯貝でございます。南山を指導監督するということで担当しております。よろしくをお願いいたします。

先ず初めに、具体的な資料に基づきご案内する前に、本件に関わる南山の区画整理事業につきましては、平成18年の4月に、地権者である250数名の同意をもって、組合を設立したということがございます。ただいま、260数名の地権者がございますが、

90%以上の皆さんの同意を求め、設立した後に、現在では、人数で92%、面積比で95%を超える組合員の方、権利者の方が同意をして、事業を着々と進めている状況でございます。組合区画整理事業と申しますのは、市民である組合が、法人格を申請して、それで街づくりを進めようというものでございまして、我々稲城市といたしましては、この開発にかかる部分につきまして、市の上位計画だとか、様々な課題を解消するため、という位置づけがございまして、そこから詳しくご案内をさせていただきます。ご理解賜りたいと思っております。また、組合のほうからこちらの所管委員会にお願いしております埋蔵文化財の調査につきましては、今後とも引き続き、ご指導お願いしたいと考えております。それでは、私どもの吉岡課長補佐から資料に基づきご説明させていただきます。

委員長 ありがとうございます。
 課長補佐お願いいたします。

開発調整係課長補佐 それでは、お手元でございます「南山東部土地区画整理事業の背景と概要」という資料に基づきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、本事業の位置になりますが、二枚目の地図におおまかな位置を示してございます。百村、東長沼、矢野口にまたがる87ヘクタールが、南山東部事業区画整理区域となっております。この事業区域の約95%の面積につきましては、先ほど課長から申し上げました、約260名に及ぶ市民の皆さんの私有地ということになります。残る約5%につきましては、昔の里道などの公共用地が入っております。平成18年4月に都知事の認可を受けて現在事業を続けているところです。

本事業につきましては、組合方式ということで、権利者の皆さんで組合を設立し、市民、住民の皆さんの手で事業が進められております。

稲城市では、これまでに平尾地区、第一地区、京王よみうりランド等計7地区で、72ヘクタールにおいて、こういった組合方式による区画整理が完了しております。現在、榎戸地区等で行っております区画整理事業は、稲城市施行の事業で進めております。

それでは、次に南山の歴史的な背景について説明させていただきます。

南山地区につきましては、もともと、急峻な地形でございまして、戦後の食料難の時代に開拓等が進んだことで、より一層、山肌が露出したような、崩れやすい状況の中で、大雨や地震により度々崖崩れが起きていたという地形の場所でもございました。こうした崩落した土地におきまして、高度経済成長時代、30～40年代に建設ラッシュ等で、都内の建設現場に非常に山砂の需要が高まった時代がございまして、そちらのほうにこの山砂を処分することで、なだらかな地形に改善していこうというような取り組みが、行われた時代がございまして、しかし、昭和40年代の中頃には、こうした建設ラッシュも落ち着きまして、山砂の需要が減ると、現在のような崖地のままで山砂の採取上は放置され、今日に至るようになりました。

この間、非常に危険な崖地になったことで、東京都のほうから崖地の改善の勧告等も昭和40年代中頃から出されていたのですが、特に改善が図られることもなく、昭和

47年になりますが、大雨で大規模な崖崩れが起きて、当時、まだ京王線が工事中の状況でございましたけれども、工事中の現場まで土砂が押し寄せるといふ災害も発生しております。その他、山砂の採取はされていないのですが、根方谷戸という読売ランド線から西側に入ったところに谷がございます。そちらのほうも非常に急峻な地形で、大雨のたびに土石流が度々発生しております。現在、砂防ダム、土石流をせき止めるダムが三つくらい築造されておまして、それで土石流の流出を防ぐような措置がとられておりますが、こちらのほうも現在、土砂がかなり堆積して、早急な措置が必要な状況になっております。

こういった危険な状況等を背景に、昭和45年に稲城市において、都市計画法施行に伴って、市街化区域及び市街化調整区域の線引きを決定しております。その際には、この南山を含め三沢川、右岸の地域、それからニュータウンの地域を含めまして、市街化区域で計画的に安全な市街地整地を図ろう、というような位置づけの整理がされてきております。

続きまして、三番目の南山東部地区が抱える様々な課題というところを説明させていただきます。大きく課題としては、4点ございます。一つは危険な地形です。先ほど申し上げましたように、崖地を抱えております。現在も小規模ながら崖崩れが度々生じております。先般の宮城県地震のときのような大きい地震が起きると、大規模な崖崩れが生じて市民の生命と財産に甚大な被害が生じる恐れがあるということで、早急な対応が必要と考えております。

次に、スプロール化、ということですが、当地区は都心に近いということもあり、駅からも徒歩15分以内のところということもあり、開発の圧力が高い地区になっていきます。現に、斜面地にマンションが建ったり、危険な場所に小規模な宅地が開発されたり、行き止まりや狭い道路等の開発、ランド線の沿道にあるのですが、資材置き場などの開発ですと、特に許可を必要とせず木の伐採ですとか、土砂の搬入ですとかができます。そういった無秩序な開発や、樹林地等の伐採が行われ、こうしたスプロール化の進行というのが、憂慮されています。

続きまして、樹林地や農地の荒廃、につきましてご説明いたします。こちらの南山につきまして、落葉広葉樹を主とした2次林となっています。もともと、里山として利用されていたような山です。20年くらいで伐採を繰り返して、それを薪や炭、きのこの原木に使ったり、あるいは落ち葉などは農地の肥料に使ったり、以前は人間の営みの中で利用され、自然環境もその循環の中で保たれ、非常に緑豊かな里山として活用されておりました。しかし、これも戦後の生活の変容や都市農業の変容等に伴いまして里山の利用価値が希薄化する中で、荒廃が進んで、ちゃんとした道路等も入っていないような土地で急峻な地形であり、崖崩れが途中で生じたりして、農地に行けなくなったり、そういった状況がある中で、放置された土地では、笹等が密生するような農地もかなりあります。こういった土地においては、ゴミを不法投棄されたり、自然薯や山菜等が無断に持ち去られたり、あるいは、農地で野菜を作ってらっしゃる方もいるが、そういったものの、盗難の被害も多く発生しているというように聞いております。そのようなことも権利者の悩みの種になっているところでございます。

続きまして、「危険なよみうりランド通り」についてお話しさせていただきます。

よみうりランド駐車場線につきましては、もともと、よみうりゴルフ場の開業の際に作られた道路でして、当時は沿道に住宅などが少なく、交通量もあまりなかったので問題なかったのですが、実は、こちらは、勾配ですとか、カーブの形状が、現在の道路基準を満たしておりません。そういった関係で現在、沿道に住宅等が張り付いて、交通量も多くなってきている現状をみると、非常に事故が多発して、危険な状況になっております。こちらも抜本的に道路を拡幅して勾配を緩くする措置が必要ということになっております。

このような様々な課題の解決等を目標に、あるいは時代の背景にこの南山の事業がスタートしております。

続きまして、4番目の南山東部土地区画整理事業の概要です。こちらにつきましては、総事業費で402億円の事業費を今見込んでおります。このうち、335億円、約83%になります。この金額につきましては、地権者の皆さんが、土地を出し合って、その土地を処分して得られる保留地処分金、というもので賄われます。ほぼ、大半は、地権者自らの土地を販売して進めるような形です。残りの金額につきましては、東京都が約48億、稲城市が20億、こちらについては、区画整理補助金ということで、都市計画道路や公園緑地等の整備費用の一部ということで、支援しております。

続きまして、公園緑地面積、ということですが、通常、開発工事や区画整理事業においては、事業面積の3%の公園緑地の設置義務が法定上義務付けられています。しかしながら、南山東部地区につきましては、こういった緑豊かな土地の状況、並びに市民の皆さんも緑を大切にしたい意識が非常に強いということも反映いたしまして、18%、約16ヘクタール分の公園緑地を確保する計画としております。また、こういった公共の公園緑地以外にも民間の私有地である生産緑地や、よみうりランドさんが所有の緑地、こうした私有地の緑地についても、適宜に集約して配置していく計画をしております。

続きまして、権利者の総意、についてですが、さきほど課長から話がありましたように、現在、南山は260名の権利者の所有地になりますが、このうち、92%ほどの皆さんについては、合意をいただいて、住民の皆さんの総意のもとにこの事業がスタートしております。

次に、貴重な動植物の保全、ということについてですが、こちらについては先ほど申し上げたようにスプロール化等が進むなかで、現在あります、タマノカンアオイですとか、東京さんしょうおなど、いろいろ貴重な動植物等が確認されております。こちらがスプロール化によって、徐々に危急存亡の状況にあるということです。そういったものについては、奥畑谷戸公園、こちらの公園については現状の地形や樹木等を極力残す形で保全を図ろうということになっております。こちらの地域に、そういった希少の動植物等を移植していく計画をしております。こちらの移植作業については、ボランティアの市民の皆さんのご協力をいただきながら進めているところであります。

続きまして、稲城市の南山の区画整理を含めましたまちづくりについてご説明いたします。稲城市ではこれまで組合方式、市施行方式含めると9地区で110ヘクタールの区画整理を完了しております。現在、進めている地区が南山東部地区も含めまして約152ヘクタールです。すでに完了している110ヘクタールについては、区画整理にお

いて公園緑地等も確保してきておりまして、その面積が約4.7ヘクタールが確保されており、貴重な緑として市民の皆さんに親しまれております。現在、施行中の5地区につきましては、約18ヘクタールの公園緑地を確保する計画となっております。この約18ヘクタールのうちの約16ヘクタールは、南山東部地区ということで、大半は南山東部地区であるということなのですが、この南山東部土地区画整理事業が、完了することによって、稲城市の公園緑地も一気に拡大するというようになっております。基本的に、稲城市におきましては、こういった公園緑地等を確保するにあたっては、通常の単独買収という形では、莫大な金額が必要になってしまいます。そういった中では、区画整理の手法をとることによって、公園緑地等を計画的になるべく最小な経費で最大の面積を確保して、なおかつ道路、宅地等を整備して安全安心な街づくりを進めていこうということで、区画整理の手法を中心としたまちづくりを進めているところでございます。

概要については、以上なのですが、先般、今回の陳情を含めまして、様々な市民の皆様から南山に関する意見、質問等が送られています。主な主張の論点というものが大体、5点くらいに集約されるかと考えています。1点につきましては、開発は自然破壊、温暖化防止に相反する行為である、という論点です。2点目が開発が人口減少の時代に逆行しているのではないかと、3点目が現在の地形というのは充分安全である。開発によって危険な造成工事を伴うのではないかと、4点目が現在、事業計画の変更をしているのですが、これは、若干、調整区域の取り方が以前不都合がありましたので、道路半分だけ残っていたという状況で、それを調整区域の線を道路全て含めた形になおして、それを事業区域に編入するような、そういう変更をしているのですが、これを、辻褄あわせの事業計画ということで、事業が既に破綻している、というような解釈をされている節がございます。次に5点目が、非常にこの区画整理事業に莫大な費用がかかる。そういった開発は中止すべきだという論点です。こうした意見につきましては、今申し上げました背景や、南山が抱える課題ですとか、そういったものを一切、抜きにした形のご意見、ご質問と見うけられるところがありましたので、今申し上げたようなものを主に、Q & Aという形で現在、ホームページのほうに説明をさせていただいております。説明は以上です。

委員長 ありがとうございました。

 ただいま、ご説明いただきましたが、これについて、何かご質問等ございますか。

 はい、安江委員。

安江委員 市からの補助金について、もう少し教えてください。

開発調整課長 市から出る補助金というのは、402億円のうちの約5%、ということはこれは役所の規則で決まっております、その用途の方法につきましては、地区内都市基盤整備を主体に補助する、ということでございます。今回につきましては、奥畑谷戸公園または、三本の都市計画道路がございます。その部分に東京都とともに補助をしていくということでございます。

委員長 他にはいかがでしょうか。

はい、安江委員。

安江委員 95%という数字が出ましたが、これはどういう方が同意されていないのかわかりませんが、最終的にはどういうことになるのですか。残っている土地については。

委員長 開発調整課長。

開発調整課長 最終のお話をする前に、区画整備設立の要件というのが、区画整理法によって決まっております。3分の2の同意があれば設立できる、ということになっております。ただ、東京都がある面、強引に事業を進める法律であっても、やはり、9割以上の方々の権利者数と面積の両方の切り口から9割以上あったほうがいいのではないかとということで、組合が主体となって、同意を求めてきたという経緯がございます。これまで9割を満たないで80数%で組合設立した部分もございますが、そこまで、権利者の同意を求めれば事業がそのままスムーズに進むと。ただ、そこで終わりかということではございません。現在も事業を推進するにあたって、事務局と組合と交渉、協議が進んでおりまして、そういった上で92%、面積比で95%まで上がってきたという状況でございます。引き続き、そういったものを進めて、事業が皆さんにとっていいものだということをアピールしながら進めていきたい。また、そのように我々はいきたいというように思っております。

委員長 ほかに。安江委員。

安江委員 それでは、話し合いをし、法に照らし合わせながら、最終的には100になるということでしょうか。

委員長 開発調整課長。

開発調整課長 これまでの、区画整理の状況をみておりますと、100というのはありえないと思います。極論を言わせていただきますと、強制執行というようなことも法的にはあります。民主主義の中で、組合を設立しております。

委員長 安江委員。

安江委員 最終的には、そこに残るということもありうるのでしょうか。

委員長 開発調整課長。

開発調整課長 そこに残ってしまいますと、他の方が来られなかったりですとか、要は、区画整理というところは、お持ちの土地を減歩という形で公共施設に反映するのと、あとは残った部分は自分のところの土地になります。今、ちょうど全体的な中で、組み換え、仮換地

というのですが、Aという方がここに来る、Bという方がここに来る、という組み換え作業をしているところです。ですから、一人の方がそこに残ってしまうということになりますと、組み換え作業が完了しないということになりますので、それは、最終的には法的に立ち退いていただくということになります。

委員長 安江委員。

安江委員 そうすると、やはり最終的には100にはなるのですね。

委員長 開発調整課長。

開発調整課長 はい。ただ、同意をもって立ち退いていただくか、そうではないか、の違いはあります。たまたま、南山事業につきましては、あの土地に住まわれている方が非常に少ない。ほとんどが土地をお持ちになっているということで、いろんな面での権利関係ですとか生活面での悩みであるとかそういう部分については、ある程度全体的には大丈夫なのかというように見込んでいます。

委員長 他にはいかがでしょうか。
稲垣委員。

稲垣委員 先ほどのご説明のなかで、非常に危険な場所が残っているということでしたが、この区画整理によって、どのように解決する予定でいらっしゃいますか。

委員長 開発調整課長。

開発調整課長 まず、崖を解消するというので、見た目でも若干説明させていただきますと、だいたいは崖の下のところと上のところで60メートルほどの高低差がございます。その約半分を削りまして、一番奥のよみうりランドのゴルフ場から手前に北側の傾斜になだらかに造成する予定でございます。あとは、谷筋がよみうりランド方面に二筋ございまして、そこについては、削った土地をもどして埋めてなだらかな傾斜に造成することを考えております。

委員長 他にはございませんか。
他に質疑等ないようですので、以上で質疑を終結いたします。
開発調整課 磯貝課長、吉岡課長補佐、ありがとうございました。

それでは、採決に入ります前に、今回の陳情にかかる経緯を再度、整理し、これまでの経緯を踏まえた上で、委員の皆様から陳情に関する最終的な質疑をお受けし、お諮りいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

それでは、私の方から、本日に至るまでの経緯説明をさせていただきます。

本年3月27日に「稲城南山地区埋蔵文化財調査に関する陳情書」が提出されました。提出者は十菱駿武氏と市村護郎氏でございます。

4月21日の平成20年第4回教育委員会定例会におきまして、「南山東部土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財調査の経過」について、生涯学習課から説明がありました。その後、調査状況等についての質疑応答がなされました。この時点では、概略的に理解したので、併せて報告書を熟読することや、現地を見ておく必要があるということで、継続審議といたしました。

その後、5月20日の平成20年第5回教育委員会定例会におきまして、遺跡の現地視察を予定しておりましたが、当日はあいにく雨天のため、現地視察は中止といたしました。関連として、稲城市内の遺跡の調査・保存状況について生涯学習課から説明があり、それについての質疑応答を行いました。

6月2日午前11時から12時30分までの間、遺跡の現地視察を実施いたしました。この日は、南山東部遺跡のB区の発掘調査状況を中心に視察した後、南山東部土地区画整理組合事務所にて、将来開発設計の模型を見学し、職員から説明を受けました。

そして、本日6月24日、本陳情の審議に入る前段として、都市建設部開発調整課より南山東部土地区画整理事業の現在までの経緯と今後の計画についてのお話を伺ったところです。

以上が現在までの本陳情にかかる経緯であります。これらの経緯を踏まえまして本陳情に関する最終的な質疑等がありましたら、お願いいたします。

はい、稲垣委員。

稲垣委員 陳情書の中に、試掘調査の結果を市民に広く公表し、意見を聞く場を設けてください、とありますが、発行された概要報告書を広く公表していくということでしょうか。また、古道や城跡を調査項目に加える件についてはどうでしょうか。

委員長 はい、社会教育課長補佐。

社会教育課長補佐 試掘調査の概要報告書につきましては、現在、生涯学習課の窓口で閲覧を行っておりますし、今後も閲覧を行っていく予定です。試掘調査の内容を説明する場を設けることにつきましては、現在のところ予定はしておりません。しかし、生涯学習課の窓口で概要報告書の閲覧を行っておりますので、説明の希望がある場合は、その都度、個別に対応させていただいております。個別に対応させていただいたほうが効果があると考えております。

委員長 はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 現在、試掘調査の範囲を広げて、調査を行っておりますが、古代、中世の古道や城跡などの遺構は、現在のところ発見されておられません。古道や城跡などの遺構が発見された場合は、発掘調査の中で対応する予定でございます。

委員長 他に。はい、伊勢川委員。

伊勢川委員 小沢城跡や、小沢蔵屋敷跡とともに、南山の遺跡を文化財指定する件について記されていますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

委員長 課長補佐。

社会教育課長補佐 小沢城跡、小沢蔵屋敷跡につきましては、今回の南山の事業区域の範囲外であり、調査の対象となっていないことから、現地点で文化財指定を行う予定はございません。

委員長 教育長。

教育長 文化財指定を行う場合、発掘調査を実施して、遺跡の内容を把握する必要があると思いますが、どうでしょうか。

委員長 はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 おっしゃるとおりですが、小沢城跡、小沢蔵屋敷などは、個人の私有地でありますので、特別に開発する予定がない場合は、発掘調査は実施いたしません。そのために現状保存されている、ということでございます。

委員長 はい、他にございませんか。

では、私のほうから。

陳情書の最後に、稲城市文化財保護審議会に諮問して、意見を求めてください、とありますが、これについてはいかがですか。

課長、お願いします。

生涯学習課長 現在のところ、古代・中世の古道や城跡は発見されておられませんので、稲城市文化財保護審議会に諮問する予定はございません。ただし、稲城市文化財保護審議会には随時、調査についての報告を行っており、その都度、意見を伺っております。今後も同様に行ってまいりたいと考えております。

委員長 はい、ありがとうございました。
他にございませんでしょうか。

他に質疑等がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

それでは、これより、第1号陳情「稲城南山地区埋蔵文化財調査に関する陳情」を採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手するものなし)

委員長 挙手がありません。

よって、第1号陳情は、不採択となりました。

次に、日程第7.第22号議案「稲城市公立学校教職員の人事の承認について」を議題といたします。

本議案につきましては人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、第22号議案は秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(暫 時 休 憩)

(これより第22号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第22号議案秘密会は終了)

委員長 再開いたします。

これより、第22号議案「稲城市公立学校教職員の人事の承認について」を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。

よって、第22号議案は、原案どおり承認されました。

それでは、ここからさき、玉野指導主事にご出席いただきますので、暫時休憩と

いたします。

(暫 時 休 憩)

委員長 再開します。

次に、日程第5．第20号議案「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」
日程第6．第21号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を稲城市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

2議案とも人事案件ですので、秘密会とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異 議 な し の 声 あ り)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、第20号議案並びに第21号議案は秘密会といたします。
本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(暫 時 休 憩)

(これより 第20号議案並びに第21号議案 は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて 第20号議案・第21号議案 秘密会は終了)

委員長 再開いたします。

これより、第20号議案「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。

よって、第20号議案は、原案とおり可決いたしました。

次に、第21号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(拳 手 全 員)

委員長 拳手全員であります。
よって、第21号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。
日程第3、「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長〔行政報告〕

学校教育課

- 1．工事請負契約状況について
- 2．平成20年5月分不登校による欠席児童・生徒数について
- 3．平成20年度稲城市奨学資金認定結果について
- 4．平成20年度就学援助（要保護・準要保護）の認定状況等について
- 5．複合施設ふれんど平尾関係について

指導室

- 1．担当者事業について
- 2．推進・連携事業について
- 3．研修事業について
- 4．学校訪問について
- 5．教育相談所関係について
- 6．教育センター関係について

学校給食共同調理場

- 1．給食主任会の開催について
- 2．平成20年度給食調理数について

生涯学習課

- 1．社会教育委員関係について
- 2．社会教育活動の振興について
- 3．青少年委員関係について
- 4．稲城ふれあいの森関係について
- 5．青少年指導者養成事業関係について
- 6．青少年育成地区委員会関係について
- 7．芸術文化活動の振興について
- 8．文化財の保護と普及について
- 9．生涯学習推進事業について
- 10．学校施設コミュニティ開放事業について
- 11．放課後子ども教室支援事業について

体育課

- 1．体育指導委員協議会関係について
- 2．市立公園内運動施設管理運営について
- 3．体力づくり運動推進事業について
- 4．学校等開放について
- 5．スポーツ教室について
- 6．社会体育施設管理運営について
- 7．その他について

文化センター課

- 1．会議について
- 2．公民館主催事業の実施状況について
- 3．児童館主催事業の実施状況について
- 4．利用統計について

図書館

- 1．第1回図書館協議会について
- 2．i プラザ図書館開設準備会について
- 3．中央図書館行事について
- 4．城山体験学習館について
- 5．中央図書館の視察・見学他について
- 6．利用統計について

委員長 教育行政報告が終わりました。
次に、日程第8．「報告事項」です。
本日の報告事項は9件ございます。
まず、「稲城第三小学校体育館大規模改修工事請負契約について」、学校教育課庶務係長よりお願いします。

学校教育課庶務係長 稲城第三小学校の体育館大規模改修工事請負契約に至る経緯と工事の内容について、ご説明いたします。稲城第三小学校の体育課につきましては、ご承知のとおり、一昨年度、昨年度とで2年続けて契約が不調に終わりました。児童や保護者を含め、地域の皆さんに大変ご迷惑をおかけしているところであります。

教育委員会といたしましては、児童の就学環境の整備と非常時における緊急避難所としての整備を急務と考えまして、引き続き、平成20年度予算においても、耐震補強工事を含む、体育館大規模改修工事の予算の計上をさせていただいております。そして、本年、5月22日に、条件付き一般競争入札を実施いたしまして、その結果、市内業者でございます株式会社中務工務店が、落札いたしまして、翌23日に仮契約に至った次第でございます。教育委員の皆様にはご報告が遅くなったことをお詫び申し上げます。

入札の経緯でございますが、本年4月21日に、公告を行っております。今回の入札の参加条件を電子調達サービスにおける平成20年4月の格付けが、Bランク以上及び客観点が850点以上であること。また、官公庁発注建築一式工事で、平成15年4月1日から、平成20年3月31日までの間に、最高契約額で1億円以上の実績を有することを参加条件といたしております。

その結果、5件の入札申請がございまして、入札日の前日までに3社が辞退いたしました。そして2社による入札の結果、最低入札者であります株式会社中務工務店が1億7,514万円で落札をし、入札の翌日5月23日に仮契約の運びとなった次第でございます。

それでは、工事内容につきまして、説明をさせていただきます。本工事の内訳といたしましては、体育館の耐震補強工事、老朽化に伴う体育館全体の改修工事、そしてトイレ、更衣室、スロープなどの増築工事と、大きく分けまして三つの工事を予定しております。

工期につきましては、約8ヶ月を予定しており、平成21年2月20日竣工を予定しております。機工課は、学校教育課、設計監督課は緑と建設課でございます。

まず、耐震補強工事でございますが、平成17年度に実施いたしました耐震診断結果に基づきまして、一定の耐震性能を確保するために、体育館の壁面、屋根面の鉄骨ブレースを新設、交換等を行い、新耐震基準に適合させるものでございます。

次に、老朽化に伴います大規模改修工事でございますが、屋根、外壁、床など外装内装を含め、従来の骨組みのみを残し、全て張替えなどの改修工事、それに関連した電気設備工事、機会設備工事を行います。

次の、増築工事につきましては、お手元の図面に基づきまして、説明をさせていただきます。

お手元の図面は稲城第三小学校体育館を校舎側から見た平面図でございます。図面の中で、斜線を引いております部分が今回の増築部分でございます。平面図ホール入口の左手の斜線部分が上から女子更衣室、女子トイレ、誰でもトイレ、男子トイレ、男子更衣室、でございます。その右下の網掛け部分はホール入口までのスロープでございます。また、体育館右手の細長い斜線部分でございますが、舞台裏の通路でございます。いずれも今回、増築を予定している箇所でございます。

次に昨年度、一昨年度との変更点でございますが、20年度においては、18年度、19年度の契約が不調になったことに鑑みまして、発注方法の変更と工事内容の見直しをいたしております。

まず、発注方法における変更点でございますが、契約担当課とも協議し、より落札がしやすい方法ということで、従来、分離発注をしておりました建築、電気、機械のそれぞれの工事を一括発注とし、条件付き一般競争入札といたしました。これにつきましては、発注を一括にまとめることによって、従来の3件発注が1件になるため、不調のリスクが軽減されるとともに、建設業者が任意に電気、機械の下請け設備業者を選定できるため、業者にとってはより工事のしやすい業者を選定できるというメリットがございますことからこの方法を採用いたしました。

続きまして工事内容の見直しについてでございますが、工事費につきましては総額で19年度よりも約2,700万円の増額をしております。これにつきましては、前年度、

前々年度の工事内容を再度精査し、工事設計価格の詳細な見直しを行った結果、様々な要因を加味した上で増額になったものでございます。増額の内訳でございますが、工事に使用いたします鉄骨につきましては従来、都の基準単価を使用しておりましたが、最近の傾向では、鉄骨の価格変動が非常に大きいことから、将来的な変動要因も加味した上で、実勢価格に合うように現況に則した見積りによる積算を行っており、その分が昨年度よりも増額となっております。また、鉄骨以外の資材につきましても、昨今の物価変動に対応するため、長期的な展望に立った価格を設定しており、物価上昇分として昨年度の設定金額よりも増額をしております。

また、昨年度、一昨年度は大型車輛の搬入路を正門付近からと考えておりましたが、正門からの搬入は道幅が狭隘であり、車輛の搬入が困難であることから、本年度は体育館横のコマクサ幼稚園側からの新たな搬入路を確保いたしました。これによって、工事車輛の搬入が容易になるとともに、体育館付近での作業がよりしやすくなるものと考えて新たに採用したものでございます。この搬入路の確保に伴いまして、現在設置してあります体育館横の遊具や渡り廊下の屋根の一部を撤去いたします。従いまして、この撤去費用等につきましても昨年度からの増額となっております。

以上が、工事内容の見直しでございます。

本工事は平成19年度における文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金の繰越事業として認定されている事業であり、既に交付金額の内示も受けているところでございます。

また、PTAなどの学校関係者、地域の皆様を対象に本年7月5日の土曜日に学校教育課と緑と建設課による体育館大規模改修工事の説明会を実施し、現在までの経緯説明と工事内容などについて報告をさせていただくとともに、稲城第三小学校の「学校だより」を通して工事についてのお知らせをさせていただく予定でございます。

なお、工事につきましては、本年7月20日までを目途に、体育館の周囲を仮囲いし、夏休みから本格的な工事に入る予定でございます。以上が稲城第三小学校体育館大規模改修工事の概要でございます。

なお、本案件につきましては、本6月議会に議案として提出され、6月20日の福祉文教委員会において議案審議を既に済ませており、27日の議会最終日をもって正式に議決される見通しでございます。

委員長 以上で説明が終わりました。
質疑等ございましたらお願いいたします。

質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

次に、「フルブライト米国教員の稲城市訪問について」、「ユージン学園の稲城市訪問について」、「向陽台小学校通級指導学級の開級について」、「中学校ブロック課題連絡会について」、「小田良の里宿泊体験学習について」、「稲城市立中学校連合スポーツ大会について」以上の6件を、指導室長よりお願いします。

指導室長 恐れ入ります、それでは、この6件に2件加えましてご報告申し上げます。

1点目は、日本フルブライトメモリアル基金のアメリカ人教員16名の稲城市訪問についてでございます。

別紙日程のとおり、去る6月16日から22日までの7日間で実施いたしました。期間中は城山体験学習館での折り紙体験、竹細工体験、穴澤天神社で国指定重要文化財であります江戸の里神楽の見学、そして、第七小学校・第五中学校、駒澤女子学園高等学校の見学をし、最後に市内家庭で1泊のホームステイをいたしました。大変充実した内容で、訪問されたアメリカ人教員も熱心に視察をしておりました。

2点目は、アメリカのユージン学園の訪問についてでございます。日本語のイマージョン教育を実施している学校ですが、小学生17名、同伴者17名が7月10日から7月13日までの3泊4日で本市を訪問いたします。全日程ホームステイをしながら7月11日には、子どもと保護者が第一小学校へ登校し、午後は保護者のみ第三中学校で授業参観や茶道、華道、箏曲の体験等をする予定になっています。

3点目は、向陽台小学校の言語通級学級「言葉の教室」の通級開始の報告です。言葉の教室は、個別指導を基本としております。まだまだ設備てきには不十分なところもございますが、教室を移動式の大きなパネル等で仕切り、6月2日より、通級児童5名で指導を開始しております。今後、教室を仕切る壁を設置する等、予算措置も含めて指導の充実に努めてまいります。

4点目は、中学校ブロック課題連絡会についてです。

本年度は、中学校ブロックごとに校長、副校長全員が集まり、課題連絡会を実施しております。市内小中学校は、それぞれに地域の特色を学校経営に反映しながら特色ある教育活動を進めております。その意味におきまして、中学校とそれにつながる小学校とが、9年間を見通して、地域の特色を活かすとともに中学校に進学するために、中学校区の小学校が共通して力を入れるべき教育内容等につきまして、検討し、その強化を図ってまいります。本年度は学期に一回程度、会議を開催する予定です。

5点目は、小学校5年生の宿泊体験学習についてです。

5年生では、市内小田良の里での1泊2日の野外宿泊体験を実施しております。これは、稲城の子どもたちに稲城の風土と未来とを視野に入れ、自然と触れ合うとともに共通の体験をさせ、生きぬく力を培うプログラムとして実施しているものです。

6月13日金曜日の長峰小学校を皮切りに、9月20日土曜日の第二小学校まで全小学校が実施します。

6点目は、平成20年度稲城市立中学校連合スポーツ大会についてです。

6月12日に中央公園総合グラウンドで実施する予定でしたが、当日は雨天のために中止となりました。中学校各校の行事との関係から本年度まで、実施計画上で延期の扱いをとっておりませんが、中学生にとって貴重な体験の場合であるため、今後天候等による延期等についても検討してまいります。

7点目は、学校における個人情報の取扱いについてです。若葉台小学校のUSB紛失事故に伴いまして、指導室から別紙のとおり6月4日付で、各校に個人情報の取り扱いを周知いたしました。今後、この内容が徹底できているか、調査、報告を含め確認するとともに、指導の徹底を行います。

8点目は6月18日水曜日に杉並の小学校で起きた屋上明り取りからの転落死亡事故に関連した本市の対応についてです。指導室では、別紙のとおり、翌日の6月19日付で、各校長に屋上使用についてや、施設の総点検等についての指示をしたところでございます。

本市の小中学校の屋上の明り取り設置状況は、事故があった学校と、形状が異なりますが、城山小、向陽台小、長峰小、第五中、第六中の全部で5校となっております。それらの学校には屋上使用の禁止を徹底するよう校長に指導いたしました。併せまして、危険防止策について、学校教育課で対策を進めております。施設面につきましては、学校教育課から報告させていただきます。

今後、あのような事故が本市で起こらないよう、指導を徹底してまいります。以上でございます。

学校教育課庶務係長 それでは、ただいまの天窗の件につきまして、学校教育課から報告させていただきます。学校教育課といたしましても、施設担当課といたしまして、6月18日に起きた転落事故を受けまして、翌19日と20日に早急にトップライト等の点検をいたしました。

お手元にお配りしております「トップライト設置校」とありますが、こちらが調査の結果をまとめさせていただいたものです。その後ろに、各学校の設置状況の写真をつけさせていただいております。一番最後のページに、今回の杉並区立杉並第十小学校における児童の転落事故の概要ということで、これは、昨日、東京都の教育庁指導部のほうから送られてきたFAXでございます。この転落事故の状況といたしましては、校舎3階の屋上におきまして、6年生の算数の授業で、歩幅を計測しまして、その平均を出す授業が行われ、学習を終えて教室に移動する際に、ドーム型の天窗に児童が乗りまして、左下の断面図をご覧くださいと思いますが、強化プラスチックで厚さが4mmとなっております。この4mmの厚さのプラスチックが破けまして、網入りガラス、厚さ7mmのほうも突き破って吹き抜けになっております1階に転落して午後1時過ぎに死亡したという痛ましい事故でございました。稲城市におきましても、調査の結果、やはりこの、杉並の小学校と同じ形態のドーム型の明かり取りが多かったということで、早急に対応させていただいております。稲城市においては、屋上は基本的には使用しないことになっております。そういうことから、原則、屋上への出入りは禁止しておりまして、原則的には常に施錠しております。今回の事故を受けまして、授業の一環など、何らかの事情によりまして、児童生徒が屋上に上がる際には、担任教諭のほかにもう一人以上の教員が付き添うことを条件に、学校管理職の許可を受けた後に、屋上に上がることといたします。また、児童生徒が接近可能な天窗につきましては、早急に学校教育課で施設整備を依頼いたしまして、フェンスなどの囲いをするまでは、近づくことのないよう学校長に十分な注意を促すよう、指示をしております。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。
質疑等ございましたらお願いいたします。

質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

次に、「稲城市総合型地域スポーツクラブ設立に伴う進捗状況」について、体育課長よりお願いいたします。

体育課長 それでは、稲城市総合型地域スポーツクラブ設立に伴う進捗状況について、報告させていただきます。本件につきましては、文部科学省が、平成12年9月に策定いたしました「スポーツ振興計画」の中に、日本人のスポーツ実施率38.5%を50%に引き上げるための施策として、平成22年までに全国各市町村に少なくとも、一つは育成するという目標を打ち出されました。

本市においても、体育指導委員を中心に市民の有志を含めて、平成18年12月に、設立を考える会を立ち上げ、市内で開催されるイベント等で啓発活動を積極的に行うなどして、市民に周知を図って参りました。そうした啓蒙活動を踏まえて、今月6月22日に考える会から、1ランク上げて、設立準備委員会の発足式を体育協会の会長を来賓に迎え、その他関係団体の出席を頂き、発足いたしました。設立は来年度21年度を考えております。

また、今後の活動の場所といたしましては、指定管理者でありますウェルネス財団管理の総合体育館2階ウェルネスライブラリーの一部を事務所として、一時的に貸与したいと考えております。

いずれにいたしましても、本市においても、文科省が目標としているクラブが設立されることになりましたので、報告をさせていただきます。

委員長 以上で説明が終わりました。
質疑等ございましたらお願いいたします。

質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

最後に、「職員の不祥事について」を、教育長よりお願いいたします。

教育長 それでは、報告をさせていただきます。この件につきましては、元学校教育課長でありました、小菅さんの件についてでございます。まず、時系列にてご報告させていただきますと、4月30日、事件が発覚いたしました。ただちに、自宅謹慎ということになりました。続きまして、臨時教育委員会にて、この件に関しましてご報告させていただきます、また、福祉文教委員会におきましても、ご報告させていただきました。5月28日に入りまして、稲城市の分限懲戒審査委員会より、処分内容の方針を市長あてに出しました。また、5月29日に学校教育課長から総務部副参事に異動しております。この件に関しましてはその前に溯りまして、5月20日の教育委員会定例会にて承認をいただいているところでございました。その後、5月29日に多摩中央警察所に身柄を保護されております。同日の午前9時15分に市長より処分発令、懲戒免職ということで辞令がおりております。以上でございます。

委員長 以上で説明が終わりました。
質疑等ございましたらお願いいたします。
質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午後 3 時55分閉会)